

ご挨拶



この事務所報は、HP上にもアップしています。

先月は、妻の出産のことを書かせていただきましたが、その後、妻がHPにアクセスして記事を読んだようで、「勝手に私の悪口を書くな」と叱られてしまいました。妻の監視の目が光っていると思うとおっかないですが、権力に屈することなく頑張っていこうと思います。

ところで、育児って大変ですね。妻は里帰り中なので、私は、週末だけ妻の実家に行って世話をしていますが、夜泣きが特に大変です。こんなに大変な育児を毎日続けている妻にとっても感謝しています。

(妻が監視していることを想定して褒めているわけではございません)

先月の取り扱い案件

先月は、交通事故に関する相談が比較的多めでした。

相談者の方は、先方の保険会社の担当者の態度が悪いので代わりに交渉してほしいとか、提示された金額の妥当性を知りたいなどの理由で相談にいられていました。

交通事故は、自分自身が気をつけていても起こりうることで、実際に弁護士に依頼するかはともかく、事故に遭ってしまったら、一度、弁護士に相談しておくことをお勧めします。

契約書について

契約書のチェックを依頼されることがあります。

「契約書のひな型から案文を作成してみたものの、このような内容通りに進めていくのは難しい」といって相談にこられる方が大勢います。このような場合は、契約書を作ること自体が目的となってしまうと、当事者間で合意した内容が契約書に記載されていないことが多いです。

契約書は、当事者間で合意した内容について、後日、万が一紛争となった場合に備えて書面化しておくものですので、どこかで拾ってきた契約書のひな型に調印して終わりではなく、まずは当事者双方の意思を確認し、確認した内容を文章化するようにしましょう。

また、契約書の案文を作成すると、自己に不利な内容の条項が出てくる場合もあります。そのような場合には、調印をしてしまう前に、相手方にその部分の修正や削除を求めることが必要となります。ただ、相手方とのパワーバランスもありますので、自己に不利な内容を甘受しなければならないケースも多々あり、このへんが経営判断として難しいところです。

眞鍋・大関法律事務所

弁護士 大関 太郎

〒301-0032 茨城県龍ケ崎市佐貫 1-15-3 藤田ビル

TEL 0297-85-3535 FAX 0297-85-3536

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00 (平日)

土・日・祝日相談可能 (要相談)

弁護士紹介

大関 太郎

平成 13 年 早稲田大学商学部 卒業

平成 18 年 司法研修所入所

平成 19 年 弁護士登録 (登録番号：35538)

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成 23 年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設